

令和7年度龍野歴史文化資料館特別展美術梱包輸送 仕様書

1 展覧会名及び会期

名称：令和7年度特別展「秀吉と脇坂安治」

会期：令和7年10月25日（土）～令和7年12月7日（日）

2 履行場所

たつの市立龍野歴史文化資料館（兵庫県たつの市龍野町上霞城128-3）ほか

3 業務概要

令和7年度龍野歴史文化資料館特別展の開催にあたり、発注者が指定した資料を指定する場所に受注者が回収に赴き、美術品専用車両（エアースサスペンション機能及び温湿度管理機能を持つ美術品専用車両とする。以下同じ。）を用いて龍野歴史文化資料館に慎重に運搬の上、施設内に展示する。同展終了後は展示作品を撤収し、発注者の指示のもとで美術品専用車両を用いて、それぞれ目的地に運搬し返却する。また、特別展において、龍野歴史文化資料館の展示資料の展示入替作業を行う。

なお、すべての業務は発注者の立ち会いのもとで実施するが、業務全体を通して責任者を配置すること。資料の展示、撤収、運搬、梱包、開梱など、直接資料を取り扱う作業については、美術品の取り扱いに関して専門知識を持つ作業員（日本博物館協会の美術品梱包輸送技能取得士3級以上を持つ職員）が実施することとする。

4 業務内容 ※日時は予定。人員は運転手を含む人数。

（1）特別展「秀吉と脇坂安治」

①作業全体を通して、美術品梱包輸送技能取得士(3級以上)の責任者1名を配置すること

②日時は変更有

特別展「秀吉と脇坂安治」							
日時		作業内容	人員	借用先	住所	借用資料	備考
令和7年 10月3日(金)	10時	集荷	3	岐阜県関ヶ原古戦場記念館	岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原894-55	関ヶ原合戦屏風(複製) 156×361/関原図 90×105 (裏打・絵図箱) 2点	運転手含む
	14時			小谷城戦国歴史資料館	長浜市小谷郡上町139	紙本着色「小谷城跡絵図」 軸装76.1×144 木箱入(巻軸) 紙箱。1点	
10月7日(火)	13時	集荷	2	大智寺	木津川市木津雲村	絵巻 1点 36.8×1507.7(絵図箱あり)	運転手含む
	15時			京都府立山城郷土資料館	京都府木津川市山城町上粕千両岩	絵馬(複製)1点 74.5×90.2	
10月8日(水)	14時	集荷	3	個人宅	西宮市	文書(軸装)11点 文書箱入	運転手含む
10月20日(月)	13時	集荷	3	伊賀上野城	三重県伊賀市上野丸之内106	兜1頭 鉢高24 径24 後立長89	運転手含む
10月22日(水)	10時～16時	展示入替	4	龍野歴史文化資料館	たつの市龍野町上霞城128-3		運転手含む
12月8日(月)	10時～16時	展示入替	4	龍野歴史文化資料館	たつの市龍野町上霞城128-3		運転手含む
12月15日(月)	13時	返却	3	伊賀上野城	三重県伊賀市上野丸之内106	兜1頭 鉢高24 径24 後立長89	運転手含む
12月16日(火)	13時	返却	2	京都府立山城郷土資料館	京都府木津川市山城町上粕千両岩	絵馬(複製)1点 74.5×90.2	運転手含む
	15時			大智寺	木津川市木津雲村42-1	1点 36.8×1507.7(絵図箱あり)	
12月17日(水)	14時	返却	3	個人宅	西宮市	文書(軸装)11点 文書箱入	運転手含む
12月19日(木)	15時	返却	3	岐阜県関ヶ原古戦場記念館	岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原894-55	関ヶ原合戦屏風(複製) 156×361/関原図 90×105 (裏打・絵図箱) 2点	運転手含む
	10時			小谷城戦国歴史資料館	長浜市小谷郡上町139	紙本着色「小谷城跡絵図」 軸装76.1×144 木箱入(巻軸) 紙箱。1点	

(2) 業務内容にかかる共通項目

- ①各作業を遂行するにあたって必要となる梱包資材・養生資材（薄葉紙・綿布団・ガラス固定用テープ・ダンボール・ガムテープ等）は、受注者がすべて準備すること。
- ②高速道路使用料・駐車料等の経費は入札金額に含めること。
- ③輸送に用いるトラックには必ず担当学芸員が同乗できること。
- ④梱包・運搬に使用し、不要になった消耗品は処分すること。
- ⑤発注者の集合場所までの移動に係る費用は、発注者が負担する。
- ⑥損害保険料は、発注者が負担する。

5 損害保険

受注者は、「4 業務内容」に掲げる作業を行う期間内（展示作品の集荷作業の開始時から返却作業完了までの間）において、オールリスク、ウォール・トゥ・ウォールの保険をかけること。なお、損害保険の詳細については、受注者に別途通知することとする。

6 入札金額

「4 業務内容」に係る一切の費用の総額とする。なお、積算内訳書を添付すること。

7 契約金額の支払い

業務完了後に受注者からの請求を受け、発注者が支払いを行うものとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書についての疑義は、発注者・受注者双方協議の上、決定する。
- (2) 作業予定日・作業員数等について、発注者のやむを得ない事情により変更が生じる場合、発注者は作業予定日のおよそ1か月前までに受注者に通知し、双方協議の上、合意に基づき受注者は代わりの作業日を設け、作業員の確保に努めるものとする。なお、自然災害や感染症の拡大等、予測不能な事象により作業予定日・作業員数等に変更が生じる場合は、その都度双方協議し、代わりの作業日を設け、作業を実施するものとする。